薬生監麻発1021第5号 令和4年10月21日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

「滅菌バリデーション基準の制定について」の訂正について

「滅菌バリデーション基準の制定について」(令和4年10月17日付け薬生監麻発1017第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)について、下記のとおり誤りがありましたので、別紙に差し替え訂正方よろしくお願いします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD委員会委員長、及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

正	誤
滅菌バリデーション基準の制定につ	滅菌バリデーション基準の制定につ
いて	いて
「医療機器及び体外診断用医薬品	「医療機器及び体外診断用医薬品
の製造管理及び品質管理の基準に関	の製造管理及び品質管理の基準に関
する省令」(平成16年厚生労働省令第	する省令」(平成16年厚生労働省令第
169号) 第45条及び第46条に基づく滅	169号) 第45条及び第46条に基づく滅
菌工程のバリデーションの基準につ	菌工程のバリデーションの基準につ

いては、「滅菌バリデーション基準の 改正について」(平成29年2月15日付 け薬生監麻発0215第13号厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策 課長通知。以下「旧基準」という。) により通知したところです。

(略)

なお、本通知の写しを各地方厚生局 長、独立行政法人医薬品医療機器総合 機構理事長、一般社団法人日本医療機 器産業連合会会長、日本製薬団体連合 会会長、一般社団法人日本臨床検査薬 協会会長、一般社団法人米国医療機 器・IVD工業会会長、欧州ビジネス 協会医療機器・IVD委員会委員長、 及び医薬品医療機器等法登録認証機 関協議会代表幹事宛て送付すること としています。

記

1. 変更内容

旧基準を次のように変更する。

2(2)の「JIS T 0806-1:2015(IS0 11137-1:2006, Amd. 1:2013)へルスケア製品の滅菌—放射線—第1部:医療機器の滅菌プロセスの開発、バリデーション及び日常管理の要求事項」を「JIS T 0806-1:2022(IS0 11137-1:2006+Amd 1:2013+Amd 2:2018) ヘルスケア製品の滅菌—放射線—第1部:医療機器の滅菌プロセスの開発、バリデーション及び日常管理の要求事項」に変更する。

いては、「滅菌バリデーション基準の 改正について」(平成29年2月15日付 け薬食監麻発0215第13号厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策 課長通知。以下「旧基準」という。) により通知したところです。

(略)

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長、及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

1. 変更内容

旧基準を次のように変更する。

2(2)の「JIS T 0806-1:2015(IS0 11137-1:2006, Amd. 1:2013) ヘルスケア製品の滅菌—放射線—第1部:医療機器の滅菌プロセスの開発、バリデーション及び日常管理の要求事項」を「JIS T 0806-1:2022(ISO 11137-1:2006, Amd. 2:2018) ヘルスケア製品の滅菌—放射線—第1部:医療機器の滅菌プロセスの開発、バリデーション及び日常管理の要求事項」に変更する。

2. (略)

3. 経過措置について

令和5年10月16日までの間は旧基準に基づき滅菌バリデーションを行っても差し支えない。

4. (略)

2. (略)

3. 経過措置について

<u>令和5年10月17日</u>までの間は旧基準に基づき滅菌バリデーションを行っても差し支えない。

4. (略)